

東京港では、水域（港湾区域）でのドローンの利用を試行しています。

水域（港湾区域）の安全性の確保と適正かつ円滑な港湾事業に資することを目的に、ドローンの利用に関する運用方針を定め試行しています。

1 対象範囲・対象となるドローン

▶ 対象範囲

- 東京港の水域（港湾区域）

（海上公園については、一般利用に供することを目的とした施設のため、ドローンを飛行させることは禁止されています。）

▶ 対象となるドローン

- 航空法第2条22項で定める無人航空機（200g未満のものを除く）

2 受理要件等

事前に下記書類の確認をさせていただきます。

1 「機体の機能及び性能」、「操縦者の飛行経験、技能等」及び「安全確保のための対策」の確認

【確認書類】

- 航空法に定める、国土交通大臣宛て「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」及び国土交通大臣が発行する「無人航空機に係る許可・承認書」等

2 「船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去」の確認

【確認書類】

- 港則法に基づき、海上保安部に申請する「行事許可申請」又は「工事・作業許可申請」における安全対策

■ 本試行に関するお問い合わせについては
港湾局港湾経営部経営課水域管理担当（03-5320-5552）までご連絡ください。

■ 書類の提出に関するお問い合わせについては
東京港管理事務所港務課水面監理担当（03-5463-0217）までご連絡ください。

具体的な受理要件・手続きなどの詳細は港湾区域（水域）の「運用方針（試行）」をご覧ください。